

公 示

平成30年10月定期海技士国家試験(航海・機関)の総合合格者を下記のとおり公示する。

平成30年11月16日

内閣府沖縄総合事務局長



記

(航海)

種 別	受 験 番 号
一 級 海 技 士 (航 海)	1005 以上1名
二 級 海 技 士 (航 海)	1105、1107、1111、1112、1113 以上5名
三 級 海 技 士 (航 海)	1318、1326、1327 以上3名
四 級 海 技 士 (航 海)	1527、1536、1540、1543、1544、1546、1547、1548 以上8名
五 級 海 技 士 (航 海)	1702、1705、1706、1707、1708、1709、1710、1711、1713 以上9名

(機関)

種 別	受 験 番 号
一 級 海 技 士 (機 関)	1004、1007 以上2名
二 級 海 技 士 (機 関)	1106、1107 以上2名
内燃機関三級海技士(機関)	3310、3319 以上2名
四 級 海 技 士 (機 関)	該当者なし
内燃機関四級海技士(機関)	3503、3504、3510、3512、3513、3514、3515 以上7名
五 級 海 技 士 (機 関)	1703 以上1名
内燃機関五級海技士(機関)	3701、3703、3704、3705、3707、3708、3709、3710、3711、3712、3713、3714、3715 以上13名

※内燃機関二級海技士(機関)及び三級海技士(機関)は口述試験受験者がいなかったため、総合合格者はなし。

- (注) 1. 試験合格者は1年以内に海技免許申請をしなければ無効となるので留意されたい。
(船舶職員及び小型船舶操縦者法第4条第3項)
2. 試験合格者は海技免許の申請に先立って海技免許講習を受講しなければならない。
(船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第3条の2)
3. 詳細については、沖縄総合事務局運輸部船舶船員課海技資格係まで問い合わせること。
(TEL:098-866-0031 内線85327)